

横浜市営住宅条例施行規則の一部改正について

1 改正趣旨

共用部分代行管理及び共益費徴収制度を実施するにあたり、以下のとおり、「横浜市営住宅条例施行規則」（以下、「規則」という。）の一部を改正します。

2 改正概要

令和4年度に実施した横浜市営住宅条例（以下、「条例」という。）の改正において、新たに第27条の2を定め、本市が入居者から共益費を徴収できる旨について規定しました。その際、共益費の徴収においては条例第24条の規定を準用し、督促等を行うこととしています。

共益費の督促においても、使用料と同様に督促状を用いることができるよう規定に追加し、あわせて様式の変更を行います。

3 施行予定日

令和6年4月1日

4 資料

- (1) 横浜市営住宅条例施行規則 新旧対照表
- (2) 横浜市営住宅条例・横浜市営住宅条例施行規則（抜粋）
- (3) 令和4年度条例改正（抜粋）